

令和5年  
2月1日  
開始

## 「出産・子育て応援給付金事業」についてお知らせします

池田町では、すべての妊婦さん、子育て家庭が安心して出産・子育てができるための相談支援に併せて、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用などにかかる負担軽減を図る経済的支援を実施しています。

### ◆対象者

池田町に住民票がある方のうち、令和4年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦及び出生した子を養育する方  
※所得制限はありません。

### ◆給付金（ギフト）の種類

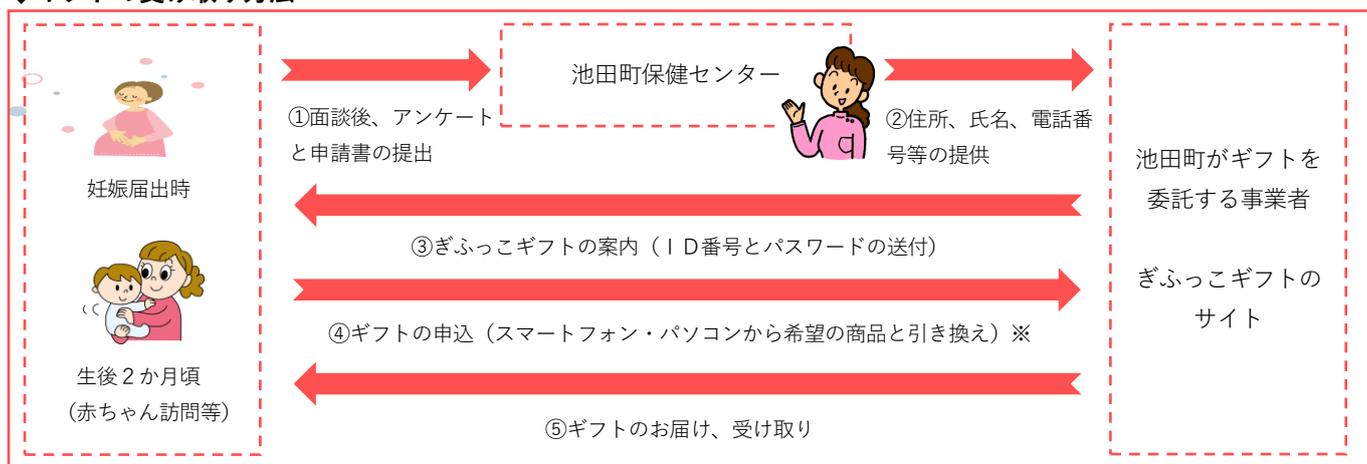
種類	支給対象者	給付額（ポイント）	支給要件
出産応援ギフト	妊婦	妊婦1人につき5万ポイント	妊娠届出時の面談 妊娠中アンケートの回答と申請書の提出
子育て応援ギフト	出生した子を養育する方	お子さん1人につき5万ポイント	赤ちゃん訪問等の面談 出産後アンケートの回答と申請書の提出

※岐阜県で出産育児用品や子育て支援サービスを電子カタログサイトからオンラインで申し込むことができる「出産・子育て応援ギフト事業（ぎふっこギフト）」の運用が開始されることに伴い、令和5年10月1日以降に出産・妊娠届出をされた方から、5万ポイント分のカタログギフトでの支給に変更となりました。

### ◆案内・手続き方法

種類	案内	手続き方法
出産応援ギフト	妊娠届出時の面談で妊娠中アンケートと申請書をお渡しします。 	妊娠中アンケートと申請書を記入し、妊娠届出時の面談の際または後日保健センターに提出してください。 申請を受理した翌月末に、池田町が委託する事業者からぎふっこギフト（出産応援ギフト）の案内を送付します。
子育て応援ギフト	生後2か月頃（赤ちゃん訪問等）の面談前に出産後アンケートと申請書を送付します。	出産後アンケートと申請書を記入し、訪問時または後日保健センターに提出してください。 申請を受理した翌月末に、池田町が委託する事業者からぎふっこギフト（子育て応援ギフト）の案内を送付します。

### ◆ギフトの受け取り方法



※インターネット環境がなく、ぎふっこギフトのサイトがご覧になれない方には、同様の交換商品が掲載されたカタログと専用注文書を送付します。ぎふっこギフトの案内に記載されているお問い合わせ先までお申し出ください。

【裏面もご覧ください】

## 【出産・子育て応援ギフトに関するQ & A】

### ◆出産応援ギフトに関すること

Q 1. 出産応援ギフトの申請は妊婦以外もできますか？

A 1. 妊娠届出時の面談を受けた妊婦が申請者となります。

Q 2. 出産応援ギフトの申し込みに期限はありますか？

A 2. 出産応援ギフトの有効期限は案内送付より2年8か月となります。ぎふっこギフトを委託する事業者から送付される案内にも記載されていますのでご確認ください。有効期限を過ぎると保有ポイントが「無効」となりますので、早めにお申し込みください。

Q 3. 双子を妊娠しました。出産応援ギフトとして5万ポイント×2人分の10万ポイントを受け取ることができますか？

A 3. 多胎妊娠の場合も5万ポイントの支給となります。なお、出産後に支給する子育て応援ギフトは、5万ポイント×生まれたお子さんの人数を支給します。

Q 4. 池田町に妊娠届出をして面談を受けた後に転出した場合、池田町か転出先の市町村のどちらへ出産応援ギフトの申請をすればよいですか？

A 4. 池田町・転出先の市町村のどちらに申請いただいても構いません。ただし、転出先の市町村へ申請する場合は改めて面談を受けていただく必要があり、池田町と転出先の市町村の両方から支給を受けることはできません。

### ◆子育て応援ギフトに関すること

Q 1. 子育て応援ギフトの申請は対象となる児童の父または母のどちらが行えばよいですか？

A 1. 児童を養育する方が申請できます。父母で児童を養育されている場合は、父または母のどちらが申請いただいても構いませんが、重複して申請することはできません。

Q 2. 子育て応援ギフトの申し込みに期限はありますか？

A 2. 子育て応援ギフトの有効期限はお子様の2歳の誕生日です。ぎふっこギフトを委託する事業者から送付される案内にも記載されていますのでご確認ください。有効期限を過ぎると保有ポイントが「無効」となりますので、早めにお申し込みください。

Q 3. 双子を出産しました。子育て応援ギフトとして5万ポイント×2人分の10万ポイントを受け取ることができますか？

A 3. 子育て応援ギフトは、5万ポイント×生まれたお子さんの人数分を支給します。

Q 4. 住民票は池田町にありますが、里帰り先で新生児訪問を受けました。この場合、池田町か里帰り先の市町村のどちらへ子育て応援ギフト金の申請をすればよいですか？

A 4. 住民票のある自治体（池田町）に申請してください。

Q 5. 池田町の赤ちゃん訪問で面談を受けた後に転出した場合、池田町か転出先の市町村のどちらへ子育て応援ギフトの申請をすればよいですか？

A 5. 池田町・転出先の市町村のどちらに申請いただいても構いません。ただし、転出先の市町村へ申請する場合は改めて面談を受けていただく必要があり、池田町と転出先の市町村の両方から支給を受けることはできません。

Q 6. 池田町に出生届出をした後、面談を受ける前に他の市町村へ転出した場合、池田町か転出先の市町村のどちらへ子育て応援ギフトの申請をすればよいですか？

A 6. 申請する場合は面談を受けていただく必要がありますので、転出先の市町村にお問い合わせください。

※この内容は令和5年9月末時点のものです。今後変更になる場合は広報、ホームページ等でお知らせします。



### 《お問い合わせ先》

池田町保健センター（池田町子育て世代包括支援センター）

電話）0585-45-3191

受付時間）平日午前8時30分から午後5時15分まで